

施設で行方不明になり1ヶ月後に遺体で発見

—なぜ1ヶ月も見つからなかったのか—

■遺体は施設のすぐ近くで発見

ある知的障害者施設の利用者Sさんが施設を抜け出して、行方不明になりました。施設長はすぐに家族に連絡して警察に捜索願を出してもらい、非番の職員も呼び出して周辺を捜索しましたが発見できませんでした。翌日には、他の施設の職員も応援に駆けつけて、総勢10人態勢で市内を分担して捜索に当たりましたが、それでも発見できませんでした。

3日経過してもSさんは見つからず、鉄道や自動車事故などの連絡も入りません。家族は駅前で見守りチラシを配布するなどしましたが、結局Sさんは発見されませんでした。1ヶ月後のある日、警察から家族に連絡が入り、Sさんが施設から200m離れた橋の下の茂みから遺体で発見されたと知らされました。家族から施設長に「施設のすぐ近くで見つかったじゃないか、あなた達はどこを捜したんだ！」と抗議の電話が入りました。その後の警察の捜査で、Sさんは橋のたもとから川岸に転落し、足を折って動けなくなり亡くなったことが分かり、死因は餓死でした。その後、家族は裁判を起こしました。

施設付近の人目に付かない場所は念入りに捜索する

■行方不明の最悪のケースは遺体が見つからないこと

本事例は知的障害者施設の行方不明事故で最悪のケースです。通常事故の最悪のケースは死亡事故であり、行方不明事故でも死亡事故を心配します。しかし、行方が分からないため、事故で死亡しても遺体が発見されるとは限りません。実際に最後まで遺体が発見されないケースも多々あります。

そうすると、事故発生時の対応ではこの最悪のケースを想定した対応をしなければなりません。ただ、職員を動員して捜索しただけでは、施設として万全の対応をしたと家族は考えてくれないのです。「茂みに転落して骨折し動けなくなったために餓死した」と知ったら、家族の施設に対する悪感情は並大抵ではないと想像されます。

■長期間発見できないのは人目につかない場所に居るから

施設で行方不明が発生すると、責任を感じて自分たちだけで探そうとします。本事例の施設も10人もの職員を動員して捜索していますが、何人動員しても意味がありません。地域に捜索の協力を求めて多くの目で捜索を行うようにしなければ、効果はあがりません。タクシーの運転手にチラシを携行してもらったり、地域の会社の従業員にチラシを配布すればたくさんの捜索の目ができます。

もう1つ重要なことは、施設が必死の捜索をしていることを家族に伝えることです。捜索しても無事に保護できる保証もありませんし、最悪、遺体さえも見つからないかもしれません。最悪のケースの時に、家族が「施設のみならずあれだけ手を尽くして探してくれたのだから仕方ない」と思ってくれば施設への責任追及も少しは柔らかくなるはずですが、本事例では、家族は「施設は何にもしてくれなかった、無責任だ」と思ったかもしれません。

さて、本事例のように、長期間見つからないケースは「人目につかない場所に居る可能性が高い」のです。もしこれが、施設の目と鼻の先であれば、家族は施設を許せないと思うかもしれません。ある法人のマニュアルでは、2日経過しても発見できない場合には、「施設周辺の人目につかない場所」をもう一度念入りに捜索することになっています。人目につかない場所とは次のような場所です。橋の下・大きな側溝・公園のトイレや茂み・資材置き場・工事現場・神社の境内・お寺や墓地・用水路・深い植え込みなど、と記載されています。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当：堀江・窪田
TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店